

岩手県告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 陸前高田市高田町字飯森場33番の一部、34番1、34番3、34番4、35番1の一部及び59番並びに字太田32番1の一部
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 陸前高田市高田町字太田13番地24 共立設計株式会社
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市鶴飼洞畑56番3
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山形県酒田市東泉町一丁目20番地の17 小田島洋介